

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年6月19日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階603会議室
- 3 事 件
請願第1号 種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員 なし
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 それでは、傍聴を許可することとします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの産業建設常任委員会の令和2年6月定例会のフォルダに入っております審査順及び次第のとおり行っていきたく思います。

請願1件について、本日は参考人の意見聴取を行います。意見の後、質疑を行い、討論及び採決を行いたく思います。その後、年間活動計画と閉会中の継続審査案件について協議を行います。

以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより参考人から意見を伺います。本日の参考人は、津村王則さんです。津村さんは、2020年3月まで広島県北部農業流通指導所長をされておりました。本日は、本委員会で審査中の案件に関して、種苗法の自家増殖を原則禁止する法改正について意見を伺います。

次に、本日の委員会の進め方について申し上げます。

参考人の意見の聴取は、委員会条例第24条から第26条の口述人に関する規定に準じて行います。先に津村さんの御意見を伺いまして、その後、各委員から質疑を行ってください。

津村さんにはお忙しい中、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。

それでは、意見を伺いたく思います。

津村さん、よろしく願いをいたします。

○津村参考人 おはようございます。ご紹介いただきました庄原在住の津村王則です。3月まで、

県の指導所のほうで働いておりましたけども、今は無職でございます。

○保実委員長 津村さん、どうぞ座ってください。

○津村参考人 種苗法についてということで、種苗法というものの状況を含めて、改定案のところは私もあまり詳しくはないんですけども、今の種苗法には何が問題があって、改定案の目的は何かというところを話しながら、私的に感じているところを少し言わせていただくということになろうと思いますけども、40分ぐらいの時間で簡単に説明させていただきます。

手元の資料のほうで、種苗法について、まず最初に話をさせてもらおうと思いますので、よろしくお願いたします。ちょっとマスクをしているので、聞き取りにくかったときはすぐ聞いていただければ説明しますので、よろしくお願いたします。

まず、種苗法ということなんですけども、もともとこの法律というのは、新品種の保護のための品種登録をするということ、新しく育成をしたり、開発をした品種、そういったものの登録をしていくということと、それから種苗の表示、この種苗はどういうふうに登録されている品種ですとか、ですから、種袋においしいトマトとか、おいしい何とかと書いてあるの、あれは品種名ではありません。必ず品種名として、桃太郎とか味来コーンとか、そういうのが書いてあります。それが、品種登録上の名前を書くというのがなっていますから、おいしい何とかというのは勝手に、買う人が買いたくなるようなネーミングをつけただけなので、それは品種名とは違うということですね。そういう規則を定めているというのが2つ目。それから、3つ目が、品種育成をする人の手工や、その種苗が適正に流通するように流通上の適正化を図るという、この3つぐらいの目的で、農林水産業の発展をさせるということを目的に種苗法がつけられました。

それから、よく話題になっているので、先般もう廃止になりました、昨年、おとしになりますかね。種子法、これは主要穀物だけを限定した法律です。ですから、米、麦、大豆、この3つについて、それを育成したり、品種登録したりということを、国や公的機関が中心になって行っていた、それを公的機関がやるということについて、やらなくてもいいというふうに変えた、種子法というのが、これが廃止になったんですね。各県が、県として独自に振興しますよということが、県条例をつくったりとか、広島県も今回の6月に県条例というのが提案されるというふう聞いておりますけども、そこはちょっとしか覚えてなんですけども、そういう種子法に関する部分は種苗法に含まれる、種苗法が全てのベースになっている、その中の主要穀物について特別につくったのが種子法という関係だということです。これがなくなったからといって、じゃ、米、麦、大豆の品種登録の問題とか流通の問題とか表示の問題は変わらないわけです。種苗法で守られている。まず、それが1点あります。ただ、育成をしていくことについて、種子法上は、県が予算をつけたりとかする根拠がなくなったので、そこが一番問題になっているところで、種子法のほうはいろいろ議論になったということがありました。それが種苗法ですね。

この品種登録制度ということについて、一番問題になっているのは、品種登録制度というのは、昔は、これがいい種だ、いい苗だ、いい木だとかいう、樹木だったら、いい木だとか言って、そう言っていたのが、理屈がちゃんと分かるようにするために、品種登録制度で基準を設けてということになるんですけども、例えばそこにありますように収量が多いとか、品質がいいとか、病気に強

い、そういった優れた特性を持ったものを育成していくことが必要なので、そのための技術や知識、経験、観察力、そういった多大な労力や費用ということをちゃんとカバーしていけるようにする必要がありますために、制度で守っていこうということで、育種の間を守るというのが、品種登録に関しては非常に大きな役割を果たしているというふうに思います。

それから、一旦育成された品種を第三者が容易に増殖できる場合も多い、これは、今言っている自家増殖ですね。種で取って増やす、あるいは苗にしてどんどん切っても、菊のように、親株を、脇芽をどんどん挿していったら、どんどん増やせる、そういうこと、栄養繁殖のほうとか、サツマイモのつるのように切ったら幾らでも増えるとか、そういうものもありますから、そこをちゃんと守っていくというところもあるんで、育種を積極的にやりましょうという、創られたものがしっかり使われて、ルールにのっとって使われていくようにしましょう、そういったところを品種登録制度でやっていたんですね。特に品種登録制度は、ですから、育成をした人が、いろんな労力とか費用をかけているのに、それがカバーできないと、新品種を創ることがばかばかしくなるので、そこをちゃんと守って行って、種を売るときに値段を上げて売れるように、自家採取だとかされてしまうとだめですけど、常に購入されれば、その費用がとれます。

例えばタキイが1980年代に桃太郎という完熟系の品種を出しました。トマトはおいしくない、あの時代においしくないと言われた、トマトは不人気だった。これからはおいしい売り物を作っていこう、ただ、完熟にすると途中で、完熟は柔らかくて流通にもたないというのがあって、固い品種を創ろうと、なおかつおいしい品種を創ろうということで、タキイ種苗さんが5年ぐらいかけて、ずっと交配をしながら創って、あの桃太郎という品種ができたんです。ですから、やっぱり研究者がずっとそういうことをやって、経費をかけてきたというのがあるので、それがやっぱりペイできるようにということで守られてきた。全国的に桃太郎がおいしいトマトというふうに広がりましたけれども、あれももう25年が過ぎましたから、登録期間が終わりましたして一般品種、誰が作ってもいいというふうになっているわけですけども、そういう登録をしても、一定期間を過ぎると登録から落ちて行って、一般品種に変わっていくというものもたくさんあります。米でいくとコシヒカリも、県の試験場が創ったものが登録されていたのが、それが期間が過ぎたので一般品種、誰が作ってもいい。そういうふうな品種ではもちろんあるわけですけども、そうやって守ってきたというのが品種登録制度ですね。

ですから、種苗法に基づいて、新品種を育成した人の権利を保護して、二次育成の振興を図ってきたと、育成者権という、これが権利です。育成者権です。これが25年、果樹とか、ああいうのについては30年というのが保護期間になっています。登録してから25年が過ぎるとどんどん失効していきますから、誰が作ってもいいということになるんですけども、後、話が出てきますけれども、勝手には作れないんですね。親の系統が分からないと、掛け合わせることができないと。F1というタイプの品種なんかは、同じ形質のものはできないんですね。栄養繁殖はできます。木を挿し木するとか、ああいうものはできるけど、種は、同じ形質のものを作るというのは、タキイやサカタさんのものはほぼF1品種なんです。違う親と違う親を掛け合わせて雑種強勢を創っているんで、そういうふうにして耐病性とかおいしさを創っているんで、簡単に同じものができ

るかといったら、自家採取しても違うものが出てきたり、そういうふうにして、種屋さんは自分の品種が自家採取されても大丈夫なように創り込んできたものが多い。昔からある在来のは固定種といって、品種が変わらないんです。種を取り続けても変わらないというのがヒロシマリとか、この三次でいったら布野の近江菜、つけないかんですけども、そういうものが在来種の固定種なので、自分が、誰が取っても取れるんですけども、F1というと親の形質が出てくるので、F1と同じものがこの世代には出てこないという特性を使って、自分の種を守ってきたというのが、大きな種屋さんはそういう取組をしています。種苗屋さんは大体そういうのを。固定種のは、そういうふうな誰でも取れるということはありません。

品種登録の要件として、区別性、均一性等、これまでの品種と違いますよというのが明確に分かる。それから、必ずその買った種をまいたら、登録したときにおいしいとか病気に強いというのが必ず出てくるというのが保障されているという均一性ですね。それから、それが、何世代でF1を作り続けて、親同士掛け合わせ続けたものが何年たっても同じ性質のものが取れるというような、そういう安定性、大きくはこの3つが品種登録上は大きいですね。あとは、未譲渡性とか名称の適切性、そういったところがありますけども、それは審査の問題なんで、あんまり関係ないですね。

登録審査の特性審査というので、登録するときどういうふうにされるかというのが、下がにじんだような資料で申し訳ないんですけども、特性審査は、栽培試験と現地調査、ですから、実際に種や苗を品種登録する機関が植えて、同じ、言われたような栽培をしたときに、そういうものが出てくるかどうか、そういう区別性があるかどうか、均一性があるかどうか、安定性があるかどうかというのを栽培試験します。それから、現地で実際にやっているのの調査をして、そういうものができているかどうかというのを調査するという。資料調査は、出てきた資料に基づいて、そういう適正な育種の方法に基づいてやっているかどうかとか、そういう特性というのがちゃんとしめされているといったのは資料でチェックする。そういう審査をして、品種登録になってまいりますし、それははっきりしないと厳格でないから、あるいは不安定だからだめですと、審査は、登録は落ちてというようなことも起こり得るということがあるんですね。そういったところが品種登録制度にはあります。

じゃ、種苗法でいうところの、2ページ目になるんですけども、育成者権について、これは、登録品種の、品種登録をした人の利用権の占有という、明記されています。要するに、売ったり買ったりする権利を創った人が持っていますよというのが一番大きくて、それを占有していますよと。それは、登録品種の種苗、苗とか種、収穫物、それから、一定それからできる加工品にまで影響を及ぼす。ですから、作ったものを、収穫したものを、それを実際に加工するところまで、その種でできたもので加工されたものにも影響がある。加工品で出ているものが勝手に使われていたとなったら、その加工品はこの種からできたものだからといって損害請求をすとか、種代を請求すとか、登録の情報を提示するということが可能なんですね。

ただ、育成者権が、今の法律は、他の人が許諾を得ずに業として利用することはできないんですけども、逆に、育成者権の及ばない行為というのが下に書いてあるんですけど、農業者が正規に購入をした登録品種の種苗を用いて、その収穫物を販売する、あるいは自己の経営において種苗とし

て用いる自家増殖については原則として育成者権が及びませんと、今までの法律はそういうふうになっていたんですけども、あと、種苗法の経過を見ましたら、徐々にその権益が及ぶように品種を指定してきています。全部だめとかじゃなくて、10種類、20種類、80種類とか、品種指定をしてきて、だんだん効力が及ぶようにしているものがあります。それとは別に、種屋さんが売るときに契約をして、勝手に増殖してはいけませんという契約書のほうに判を押さないと売らない。例えば三次の菊の品種なんかは、ほぼパテントがついています。登録品種ですよ。25年超えたものは切れている。25年超えても、府中とか、あそこの新市の種苗屋さんとか、契約で許可を、親株5万円、新しい品種では20万円とあって、パテントつきで売っているんですね。そのパテントを買ったら、自由に品種名をつけて市場に出すことができる。それは自家増殖してもいいというのが菊の業界です。

隣の庄原市で夏イチゴというのを作っています。6月頃から11月ぐらいまで出していますけども、すずあかねという北海道、ホクサンという種苗屋さんが育成をした品種なんですけども、これは、毎回苗を買えと、ランナー取りできるんですけども、自由に取れるけども、必ずランナーを買ってください、苗を買ってくださいという契約で種苗を販売している。1本10円とか、そういう形で、担当で何千本と売れるんですけども、だから、種苗は結構高いんですよ。でも、それは安定してうまくできるので、庄原の経営者は皆買います。そういう部分もあるので、限定されるのは、種苗屋さんが自分の権益を守るために、そうやって契約販売、優秀な品種はそうやって売っている状況もありますから、法律を変えなくても、結構そういう規定の中で、他に比類しないいいものだったら、それでも売れるんで、売り込みをかけていけるんで、それで成り立っているという経営体もあるんで、そういうところもあるので、一概には言えないんですけども、自家増殖を許さないという契約をしたものはそうですね。そうならなければ、買った種は自家増殖できますよと。

ただ、さっき言ったように、F1は形質が変わっているんで、実際に自分で取って、種をまいたら、ちょっと違うものが出てくるんですね。形がちょっとあれとか、味がばらつくとか、樹木がばらつくとか、いろんな形質の違いが出てくるというのがF1品種の特徴です。だから、F1と書いてあるやつはちょっとばらつくなと思って、自分で取っている人もいらっしゃいますけど、だから、売るときにそういうのを各取らないといけないので、だから、販売用に大量出荷するような経営体はまとめて同じ品種を買う、苗を買うというふうにして、そろったものを作っていくというふうにしなないと収益が上がらないので、そういうふうになっている種とかは、ああいうところはそういうところもあるということも。ただ、中小のところの経営体は、種代がというところも含めていろいろ課題が残っているというのがありますね。特に直売所とか、地域ブランド的なもので、いろんなものを作っているところは、自家増殖、販売、収穫とか、そういうのに影響が及んだときに、種、苗、どんどん払ってまで、どうかなとかいうようなところはこれからの課題というところがありますね。

やっぱり新しくできた品種は病気に強いとか、味がいいとか、そういうものなので、品種はすごく、過去からの在来種の特長、固定してあるものもあるんですけども、新しい品種もどんどん取り入れながら作っているというのが、直売所の品種動向なんかを見ると、そういうのもある。そこが

結構厳しくなるということだろうと思いますし、食べる人も、トウモロコシは昔はあんなにおいしいのはなかったのに、今出てきている品種、すごくおいしいですね。買った人も、やっぱりそういうおいしいものでないと買わないので、結局昔の登録切れしたような品種を植えてもなというのでも栽培者は思うわけですけども、そういうものは、F1にしていたらばつので、どこまでするか。固定種だったら、それをどんどん植えてやっていきたいというようなことはあります。そういうところがちょっと気になる場所ですね。それが、育成者権として守られてきておる部分と、守られてない部分。

今度、法律が変わると、全て品種登録したものは自家増殖をだめにしますと、これが一番大きな変更点です。ですから、さっき言ったように、最新のおいしいもの、病気に強くて作りやすいものができたのに、それを自家増殖しようとするのだめとなる、直売所に出しても、販売したら、経営したものはだめになって、どこまでチェックが入るかという問題と、法律上だめという問題は、一般的な問題として別にしまして、だめなものだめになりますから、規制をかけるというふうになってくる。どうやってかけるかという問題はありますけども、売る側は、種を売った時点で種袋に書いておれば、これ、自家増殖していけませんと、種苗法登録されています、自家増殖できませんと書いておいたら、それで契約成立ですから、売るのは、一々契約書なんかやり取りしないと思います。種袋に書くだけで十分いけます。それで、今度、種取りして作ったら、違法行為をしているということを農家は知ってやったんだというふうには、法律が変われば、なるんじゃないかなというところがあります。

もう一つ、今回の法律改正にのっているのは、優秀な種がどんどんグローバル社会の中で海外へ流出しているんじゃないかと、それを食い止めるんだという、これの問題についてですけども、2ページの6番、ユポフ条約というのが、これは国際法です。御存じのように、国内法と国際法があって、批准をしてしまうと、国際法のほうが優位になりますよね。だから、国際法のほうが強くなるんで、それを守らなくちゃいけない。これは、種苗の関係の国際法なんですけれども、今現在、1968年に発効されて、どんどん批准国が増えて、今75か国、これが多いかどうかはありますが、2018年の5月から始まって、10月時点で75か国は変わっていません。

ちょっと後ろのほうを見てもらって、5ページを見てください。これ、ユポフ条約のことをちょっと書いているんですけれども、ざくっと見てもらって、右上に世界地図があります。白黒でやっているのでもちょっと分かりにくいんですけども、色が濃くなっているところが条約加盟の75か国、日本とか、大きいところが主に色がついているので、オーストラリアとか中国とか、ですから、世界のかなりの国が取っているようになっているんですけれども、アジア圏で見ると、あんまり取ってないんですね。それが下の表です。78年の条約の時点で、日本と中国が批准をしました。91年の条約の時点で、韓国、シンガポール、ベトナムということで。タイとか、いろいろな国々が世界地図でも色がついてないように、いろんな品種がどんどん流出して、勤勉な農家がいらっしやる所、優秀な経営体がいる所、いい種を持ち出して、どんどん栽培して、作っているのをやっているんですが、それは、実は批准はしていないから、どこまでこれを抑えるかといったら、まずできないんですね。これは、ユポフ条約においては、新品種の保護とか保護内容とか保

護期間とか、そういった、もう一つは国内法を尊重しますよというのがユポフ条約になっている。国内法の中で、特定品種はこうやって守りたいんだというのを言うと守れるというふうなところがあるんですけども、そういったところをやっているんですが、戻っていただいて、ですから、75か国において育成者権が20年守れるというふうになっておりますけども、ですから、4年以内にユポフ条約を結んでいる国々に、国ごとに品種登録をしなくちゃいけない、育成者が。国が勝手にやるわけじゃなくて、日本に登録したら自動的に登録されるということじゃなくて、国ごとに今は品種登録しなきゃいけない、それが結構大変なんです。だから、単純にはいかないですね。

表にあるように、だから、国内法を尊重しますというふうなところもあるので、例えばEUだったら、例外作物として飼料作物とか穀類とかジャガイモとかいうのは保護しているわけです。簡単に言ったら、保護しているんです。勝手に使えない。オランダでもジャガイモ、イギリスでもジャガイモとか、同じようにだめだと。EUのところは同じような規定でやっていますね。それ以外は自家増殖を認めてないんです。例えばEUとか、アメリカはもう全部、ほぼ自家増殖を認めてないので、特定の品種だけ自家増殖していいと言っているというふうな格好で、国内法で認めているのは、ユポフの中でもそれはオーケーというふうになっているので、ジャガイモは勝手に持ち出すことを禁止、自家増殖するとか、そういうのができないという状況が、例えばEUのジャガイモよさそうだと思って、勝手に我々がユポフにのっかってやったら、国内法で守られているから、そういうのもあるんですけども、1つは、今回一番問題になっているのは、広島県の安芸津試験場、国の試験場、今は農研機構になっている、独法化して農研機構なんですけど、安芸津に国の試験場があって、独法化されているんですけど、そこで創られたシャインマスカットが、創ったときには、格好が悪いし、皮離れが悪いしとあって、ピオーネ全盛の時代ですから、あんまり重きが置かれてなかったんですけども、割と後味があっさりしていて、マスカット臭がして食べやすいということで、どんどん評価が上がってきて、その評価が上がり出す頃に海外に苗が流出して、東南アジアのほうでどんどん作られて、逆に、できたものが中国でものすごく高く売れる、地元、シンガポールで売れるよりも高く売れるということで、国内産を輸出しようと思ったら、もう既に向こうで作られているものがどんどん市場流通していて、競争になってしまって、海外ですね。それは、国の試験場、創ったときには品種登録はしていますから、ただ、別に輸出規制とか、そういうのもしてなかったですよ、評価は低かったですから。どんどん評価が上がってきて、登録はしていたけども、そういったバイヤーをやってなかったことも含めてあって、いいものができる。それから、イチゴですね。あまおうとか、さがほのかとか、ああいう九州の久留米試験場とか栃木の試験場とかで創ったいい品種がどんどん出ていって、向こうで勝手に登録して、登録はされてないけど、勝手にもう作られていくような、品種名とか、そういうのに関係なく作られているということで、こっちが輸出しようと思ったら、地元でどんどん作られている、そんな話があって、イチゴは逆輸入したりとかいうのがあったりして、国内の生産者から、日本の品種じゃないかみたいな話も出てきて、何とかしなくっちゃというのが、グローバルの中で言われてきたわけです。

ただ、種苗法で、ユポフに基づいて品種登録をして、その登録したものについては国内法に対して影響がありますから、勝手に作ったら罰金が取れるとか、処分させることができるとか、ちゃん

と効力を発揮するんですけども、批准してない国に対しては何の効果もないというようなところもあって、それともう一つ、持ち出しそのものを罰則出せるというわけじゃなくて、向こうで勝手に作って、商業目的で経営をしたら規制をかけれますよというふうになっていますから、それをチェックするというのがなかなかできない、海外のほうはですね。そういったような課題もあるのと、持ち出しそのものが完全にはなかなか止められないという、法的な規制がないということもあって、登録品種だということは言えるんですけども、ここから先のところが明確になってないので、今の種苗法でそこを守れるんですけども、チェックして、処罰対象にできるんですけども、できるんですけど、それをやるだけの力がないので、基本的には持ち出さない、登録した事実で、出した段階で、持ち出しすらをしっかりと罰則できるというか、そこまでしないと多分、今の持ち出されたものがひそかに向こうで作られて、どんどん増産されたときに、それは、すごい量ができればばれますけども、そうでなければいけないんで、ばれなければ、いい品種がどんどん外国で作られても、向こうでうまく流通してしまうと歯止めがかからない、そういった状況があるので、ユポフで制限をかけることができるというのは1つの経営力はあるんですけど、登録されたものが自家増殖できないということになって、ただ、その効力をどこまで発揮させることができるかというのは、今の改正法、詳しくは見てないんですけども、そこまでの効力は発揮できるようになってないので、ちょっと課題があるんじゃないかという、それは種の会とかの皆さんもそういうところはすごく見ていて、輸出規制なんかできるようになってないじゃないかと、こう言われている。

種苗法の範囲ですけども、在来種など品種登録されてない品種や登録切れ、最初に言ったように、そういうものには適用されませんということで、最後の6ページを見てください。資料をつけておりますが、これは、登録品種と一般品種ということで、少し状況を書いているものですけども、農水の資料です。我が国の農産物の品種には一般品種と登録品種が、ほとんどが一般品種となっています。一般品種は、在来種と品種登録されたことがないもの、それから登録期間が切れたものという、この3つが一般品種でということで、表を見てもらったら、米のところを見てください。一般品種、皆さんがよく知っているのは、コシヒカリ、ひとめぼれ、あきたこまち、ひのひかり、きぬひかり、ささにしき、こういったものは皆さんもよく御存じですけども、登録切れています。今、登録品種としてあるのは、ゆめぴりかとか、つや姫とか、新しいのは青天の霹靂とかいろいろ、稲の品種は5万と言われています。毎年すごい数の登録がされていて、優秀な品種が大量に作ることによって、地域特産みたいな品種がすごく増えてきて、その地域に合った品種みたいなので、こういうおいしさがありますみたいな、数十ヘクタールとか数百ヘクタールぐらいの規模でしか栽培されてないみたいな品種も含めて、米どころでは、そういった地域に合った品種を作っているところもあるので、登録品種は一部ですけども、うわっと出ているというのがあります。そういうところは、種子法の代わりに県条例をつくって、品種育成をどんどんやってというのがあってんですけども、そういったところがありますし、3段目のカンショ、サツマイモですね。紅あずまとか鳴門金時とかいうのは昔からで、安納芋は昔からあるので、これも一般品種なんですね。種苗のものとはどんどんやり取りできる。今出ている紅はるかとか紅まさりというのは、焼き芋にするとねっとり系の甘味のすごくあるタイプなんですけど、そういうのは登録をされていますから、自家増殖

をしたときに、苗、芋を買って捨てといたらつるが出ますから、どんどん自家増殖できちゃうんですけれども、そういうものがあって、一応登録品種ですよという、あります。ネギとか温州ミカンとか、ブドウのところは、さっき言ったようにシャインマスカットが登録品種になっていますよということで、ナガノパープルとか、地域特産みたいなのが、すごい高く売れるもの、作りにくいんですけれども、あります。イチゴなんかも、あまおうが結構流出しているんですけれども、これも登録品種で、さがほのかとか、ああいったものも規制がかかっているんですけれども、なかなかそこまで行ってない。トマトのところであれば、桃太郎はもう登録が切れています。フルティカとか、中玉のといったものは、登録品種がのこっていますけれど、そういったものがあります。

それが、一般品種の割合が、すごい数の登録がされておることも含めて、昔から登録されていますから、中生新千本とかいろんな、皆さんが古い時代のああいったものを含めて、切れているものが幾らでもあるんで、この84%、16%が登録品種ですよということになるんですが、ミカンは、最初に言ったように、不知火というのが、通称デコボン、あれも登録品種ですよ。そういったものは2%、登録品種。比較でいくと、確かに割合は少ないんですけど、新しく出たものがやっぱりおいしかったりとか、病気対策ができたりするんで、作られている面積割合はこのパーセントどおりかというのと、全然違います。大豆とかでも、すごい品種登録されたりとかいうのもありますし、いろんな、ナスとかキュウリとかカボチャとか、昔からずっと登録されていたとか、違いの経緯とか、登録がされてないものもいっぱいありますから、そういうことなんですけどね。米が一番品種登録が多くて84%、16%は一般。ほとんどは10%前後ぐらいの登録品種が結構作られていて、それ以外は一般品種ですから、そこから見ると大したことないですよというふうに農水は行っているんですけど、実際に栽培しているところで行くと、この10%前後のところを作っている農家が多いんです。トウモロコシなんて特にそういう品種が、ポップコーンとか、ああいうのは昔からの固定種なんであんまり、もう登録が切れていたりするのであれなんですけど、そういう限られたものも含めて、結構登録で自家採取しているというのは出ているという。それから、一般品種の割合が多いですよという単純な話だけで、数の問題ではなくて、実際作られている実態はどうなのかという資料を出してないので、ちょっといやらしいというのが私の感想です。そういったところです。

資料のほう、戻ってもらって、3ページなんですけれども、種苗法の動きをもう一度おさらいします。もともとは自家採取オーケーだったんですね。1998年まで自家採取オーケーだったのが、徐々に、ユポフ条約の関係も含めて、自家増殖をしてはいけませんというのを、育成者権ということの話が徐々に強化をされてきて、増えていって、2017年に298品種、これ、登録している品種ということですね。あまりある品種じゃないですよ。登録している一般品種はもう関係ないんで、登録している品種の中の298が自家増殖はだめですよというふうに指定をしているんですね。それによって、勝手に作ったら罰せられますよというふうに言っているんで、効力を発揮させようということをやっているわけですが、ただ、種苗法が変わってしまうと、この禁止品目というのは、縛っているものも必要なくなるんで、登録されたら全部だめというふうになりますから、そういう何品種、この部分だけだめとかいう話は消えます。新しい法律に変わればですね。現状は、こういう指定をしていくというやり方で増やしていきよるとい状況なんで、今もこれで、輸出のところがあ

まり課題が整理できるようになってないので、指定していけばいいんじゃないかと思わんでもないんですけども、そこ辺りを改正しているので、目的が全部、育成者権は守られるようになったりします、登録したら全部だめになるんで。それ以外はある限りメリットがない、むしろ地域的にいったら直売所とか、ああいうところでちっちゃな生産とか、ああいう形でやっている人らは、そこを気にしながらやるというのはちょっと厳しい状況があるんで、もう少し法律を整備してからいったほうがいいんじゃないかとかいうのが実際の、自家増殖の禁止品目を増やすだけでもたちまちよくて、もうちょっと議論すべきじゃないかというところが、うちのほうとしてはあります。

もういっぺん言いますが、種苗法、今回改正の目的というのは、海外流出を防ぐためということと育成者権の強化ということなんですけども、育成者権の強化というのは、国内法的には賛成できるんですけども、流出防止というのは、ちょっと今の分ではよく分からない、あれで何で、どこまでできるのかというのが分からないというのが状況であります。ただ、そういうユポフ条約との関係もあって、国の制度、2019年と言いましたが、2020年も継続してあったと思うんですけども、海外流出防止として、だから、ユポフ条約を結んでいる国に対して品種登録を積極的にやってくださいと、品種登録しても、75か国に全部登録するかといったら、しないんです、みんな、面倒くさいから。金かかるし、手間かかるし。だから、作られそうな国とか、メリットがあってニーズが高い国に登録するとか、種屋さんですね。個人のちっちゃな農家なんかで育種した人は、そんなことまでようしないですから、そういうのもあって、米なんかは非常に課題になってくるかなと思っています。

一応この支援策で、品種登録、ユポフ条約を結ばれている国に品種登録したいといったら、半分なり、登録の補助をしましょうと、かかったお金の半分までは補助しますとかいうのが、種苗法、やっているんですよ。やっているのはやっているんですけども、それも含めて、本当に世界全体に対してそういう規制をかけようと思ったら、もっと本腰を入れないとちょっと厳しいかな。だから、海外出願経費支援とか、出願支援体制を整備とかいうことを、今、予算をつけてやっている状況はあります。

最後に、知的財産権というのが4ページにあります。何でそういう流れなのかなというのは、海外で勝手に作られていきよるといっても含めてあるんですけども、いろんな権利が今すごく言われているので挙がっていることですね。知的財産、人間が創造する全てのもの、商標とか、いろんなものを含めて知的財産権ということで、特許権、それから育成者権がこの中に入ってくるんですけども、いろんな、全部守っていかうみたいな流れがちょっとあるということがあります。農業のメンバーでも、それこそ肥料のやり方とか、それは、普通の水田なんかでも流し込み施肥とか、もう背負いで肥料をまく時代でなくて、水口に機械を置いて、ばーっと水で流し込むみたいな、そういうやり方なんかを、肥料の体系を変えることによってできるようになりますとか、そういう、それこそ新しい今の農業をやる中で、それが特許になっていくとかいうことじゃないかなと思うんですけども、非常にいろんなものが、施設だったりとか、そういう効率化だったりの中で、新たな権利が守られる手法ということで、知的財産権や、その流れの中に組み込まれていくという状況がありますということで、育成者権も守りましょうというのがありますが、だから、法律の一部、育成者権

ということでは、本当に確実に守られる、全部だめにしますから、守られるんですけども、少しその議論も含めて、もう一つの輸出防止とかいうことはあまりよく分からないですし、現場でいくと、まだ農業者はその影響がどういうふうに出るかというのはよく分かってないので、たちまち勝手に苗、登録品種か登録品種じゃないかというところも含めて、今の流通の中でいったら、よく分からないんです。登録が切れているかどうかとか、そういうのをどうやって周知していくんだと、いろんなことがまだよく分かってない中で法律だけ変わりますと。種子法のときもそうだったんですけども、あんまりよくちまたで分かってないうちに、ぱっと廃案になっているという状態ですので、もう少し実際の現場のそういったところが熟知をして、対応できる、経営としても対応できるとか、そういったことがちゃんと整わないと、法改正というのはちょっと時期尚早じゃないかというふうには感じているというところですよ。

一応、これで。

○保実委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから質疑等ありましたらお願いをしたいと思います。

山田委員。

○山田委員 分かる範囲で教えていただきたいんですけども、最後、今言われたところが一番重要なところなんですけど、県北、広島県において、例えばきんさい米が登録品種なのか一般品種なのか、あきろまんとか、あと、ちょっと品種分からないですけど、県北でイチゴ狩りをされている農家が、メインでどちらを使われているのか、一番広島県とか県北に影響しやすい代表的な登録品種なんかがあれば、ちょっと教えていただければと思いますが。

○津村参考人 米は、あきろまんはここに書いてないと思う。ちょっと調べて、それやったら、農水のページに入ったら、もう登録品種一覧というのが、正式なやつ、全部あるんで、米がいつ登録されたかというのを見てもらったら、ごめんなさい、これを見て分らないですね。ネットで品種名を入れて、品種登録というのを調べてみると、登録の。

○山田委員 そういうのがある。

○津村参考人 ありますから、それで見てもらえませんか。申し訳ございません。

○保実委員長 ほかに。

副委員長。

○杉原副委員長 ありがとうございました。丁寧な御説明いただきまして。私自身は、やっぱり海外へ不法というか、流出しとることはもう我慢ならんというふうにはまず思っていますし、種を創っちゃった人の努力も、ある程度やっぱりしっかり守られんといけんというふうには思っとるんですけども、今回の改正で、例えば輸出にそんなに、輸出というか、海外への流出があまり止められんのではないかと言われましたけれども、今回の法律で登録品種について、生産できる地域等も指定できると、輸出もできんように指定できるという部分じゃ、その海外への流出というのは止められん、あと、罰金が企業で3億で、一般の人で1,000万とかいうのと、生産地域を指定、持って出ちゃいけん海外を指定しとつても、全然効かんということなんでしょうか。

あと、結局ほとんどの人が、国内の農家さん、種を買いよると、9割ぐらいが買いよるといふ

うに国会のデータじゃ出とるんですけれども、残り1割が自家増殖しよっちゃって、さらに登録品種というたら、ものすごい限られてくる中で、そこまでの影響が出んというような話もあると思うんですけれども、大きな農業団体さんは、じゃけえ、ほとんど声を大きくして反対はされとてないのが現実ですし、どのようにお考えでしょうか。

○津村参考人 1つは、昔は公的機関の人が海外に視察に行ったときに、いい種があるからみたいなので持ち出していたというのが、規制がないという時代はあったんです。それで、どんどん出ていたという感じで、近年はそれはないんですけども、逆に、それが無いのにどんどん増えているというのは、いい種とかいい苗とかいうのは、輸入、入れたいという向こうの、金を払うから入れたいというので、正規のルートで出てない、そうやって出ていくというのを止められてないんです。問題は、だから、国内的に罰しますよというのはできても、国際的にそれをきちっと罰するということまで、向こうで作っても、経営販売していませんと言われてたらもう、業としてやってないと言われてたらアウトなんで、だから、そこが、どういう目的で、国内で例えば種を買って、買うのは自由にできるわけですよ、誰でも。それを、買った種を、どこでどういう栽培をするかということまでは、それはできないことはないですよ。できたものをどうするか、それを作り続けるかどうかということ、売るときに初めて権利違反が発生するわけですね。最初にタキイさんからトウモロコシの種を買いますというのは、海外の人でもオープンに買えるんですね。指定をすればできないということになってきたら、国内で買って持ち出すとかいうところを正規にやらないという人のところも含めて、きちっと縛れるのかということが非常に問題になっていますので、一応規則的に、公的に日本国内でしか作れませんよという形で指定されていますからというふうに言えますから、それは徐々に規制は表面上は効いてくると思いますが、完全に罰せない、止めれるかといったりと、ちょっと課題があるんじゃないかと。悪意を持って作ろうとする者がいますから。それを、そこまで悪意はなくて、割と安易に今は流通している状況も含めてあるので、まだまだ厳しいのではなからうか。

○杉原副委員長 後半の質問の中の、9割の方が買いよるといような話で、影響がそこまで出んのじゃないかという話もあります。

○津村参考人 米が一番流通量としては多いんですけども、米の場合は、販売をする関係のときに、品種の、これがどういう品種ですよという証明がないと、今度、あと、流通上、商品表示をしなくちゃいけないですね。コシヒカリが何%、あきたこまちが何%、コシヒカリだという証明をするために、生産者から証明を取ることができるというふうになってないといけないんで、そうなるのと、そこを、食品表示法のほうの関係で品種ということが問われてくるようになるんで、それは、野菜も何でもそうなんですけども、売るときに品種名を書いたりするというのは、差別化でやる部分と表示法の関係で、品種をきちっと登録しなくちゃいけないということ、分かったものを作っていないといけないということがあるんで、種を買っているというのがありますが、ただ、経営体によるんですけども、毎年、例えば種も更新をしていかないと、やっぱり品質的に落ちるんじゃないかと、いろんな問題があつて、そういう意味では、種を買っているんですよ。100%買っているかどうかということ、ちょっと一定の部分とは違うんじゃないかと。例えば毎年3割ぐらいは更

新をしながら、7割は自家採取をしていると、そういう農家も結構いらっしゃるので、ジャガイモなんかでもそうですね。家庭菜園とかいろんなので、病気が入ってくるので、どうしても更新をしていくとかいうので、買っている量もあるんですけども、自家採取している量も結構あったりして、ちっちゃな農家ほど、そういう自家採取というのが多かったですりするので、何年かして、何年かに1回、どうもばらつくとか、ジュッキがばらついたり、コシヒカリなのにちょっと高い低いがあったりするとか言うて、じゃ、新しい種を買おうかというて、農協から買って、農協から買った種ですよというて栽培しているという農家の方もいらっしゃるの、流通的にそういうふうに言われていますけども、そこまでどうなのかなというのが実際にはあるんで、そこを全部規制かけたときに、種代、経費がどんどんかかって大変な状況の中で、種代などと思って、それを3割更新かけ、3分の1に抑えて何とかみたいな、そういう経営はありますから、影響はやっぱり大きい、全部買えというふうになるとですね。

○杉原副委員長 ありがとうございます。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 私ちょっと、今の副委員長の質問と重複するところがあるかもしれません。あらかじめお許しください。私は、2つの側面から御質問させていただこうと思うんですが、まず国内の問題として、この法律をどういうふうに捉えていくかということで、少し総論的な話になって申し訳ないんですが、私は、戦後の農業政策というのは十把一からげ、同床異夢、それぞれ代表農家、中小、零細、いろんな農家さんがありながら、同じ枕で寝ていながら、それぞれ見ている夢は違う、そういうような状況の中での統一した画一的な農業政策が行われてきたと、そのように私は思っているわけですけども、今回の種苗法の問題が、大規模、中小、零細、そういった農業の皆さんにどういう影響をもたらすのかということが知りたいということで、特に中国地方の農業従事者というのは、全国的にも高齢化が叫ばれています。ただでさえ収支が合わないというような状況の中で、こういう法律が制定されることがどのように影響をもたらすのかと、特に中国山地において、この近辺においてどういう影響をもたらすのかということが知りたいということです。

もう一つは、グローバルな視点で日本の農業政策をやっぱり考えていかなきゃいけないと、このように考えております。海外資本との競争の中に日本の農業もさらされていくというような、そういう中長期的な世界観を私は持っているんですが、その中で、この法律がどのように日本の国益とも言える農業に寄与するのか、あるいは全く真逆な方向性をもたらすのか、そういったところも関心があります。ですから、世界的なグローバルの観点でいえば、水であるとか農業というのはまさに安全保障、そういった問題というふうには私は思っているからこそ、そういった御質問をさせていただきました。少し各論じゃなくて総論的な話で申し訳ないんですが、津村さんが分かる範囲内でお答えいただければと思います。

以上です。

○津村参考人 国内法なので、影響的には、さっき言ったように、やっぱり種苗、登録品種を使いたいときに、どんどん更新をしていかなくちゃいけないというところで経費がかかってくる、買わ

ないと、売りに出したときに、これ、ちゃんと種、登録したものを使っていますかとか、ちゃんと正規に買っていますかとかいうふうに言われるとだんだん、自分が食べるものはいいわけです。売ったときにということですから、そういうことに対して、だんだん嫌気が差してくる、生産が停滞していくということが、コストの問題ももちろんあるんですけども、もちろん種を買っているという人もいますが、今年は種取ってやればいいわ、よくできたから、ついでに販売しようとか、近郊のところでも、直売所対応しているもの、大量に買って行くのは、もう経営的に種苗費をこれだけにしたいとか、そしたら、全部更新せず、これだけにしようとかいうふうにやっているという、経営戦略としてやっている経営体もあるでしょうから、そういうところは、種、苗は作らんというための影響がやっぱり大きいですね。規模をどんどん拡大しながらやっていますが、中国地方、広島県なんかは、規模拡大は限界がありますから、中山間農業では。そういうところで、わずかでも種代が膨らんでいくというところは、やっぱり収益性が下がっていくことなので、それはそれでじわっと効いてくるということが。中小や本当高齢者、零細のところで行くと、そういうことを気にしながら作るんなら、もういいわと、言う案件に対しての地域の農政を守っていくと、そういうことに対する嫌気が差すというような事項を含めて、農協なりは、種苗法を守るということをどうせ言わなくちゃいけないと思いますから、そういう話になってきたときにはしんどいでしょうから、生産意欲減退というほうがむしろ大きいんじゃないかというふうに思っていますので、そこら辺も含めて、一般品種が数的には多いと言われてはいますが、実際に栽培しているのが登録品種かどうかという、作られている状況というのは別の問題なので、それをうのみにはしないでほしいと、こう思っていますから、そういった意味で、国内的な部分や広島県というところでは、影響はやっぱり大きいかと思います。単一的な大型平野でやっている経営、本当に100ヘクタールとかの経営なら、まだコスト削減の余地はあるかもしれませんが、中山間は結構厳しいですからね。

それから、グローバル上のところは、種を生産するところや、どんどん新しい品種を、遺伝子操作しながら創っていったときに、そういう種が将来的に入ってきたときに、地域のこういう残っている種とか、そういうのを含めて、一般品種の種も含めて、作っていく、取っていくというのがどう変わっていくのかという、食べたい品種というのをいろんな形で作っているのが、そういう生産意欲が下がってくる中で、地域特産みたいなものを作る人が併せていなくなってくるということでの地域特性が消えていくというのはあると思うんで、グローバルの影響というのはもっと5年とか10年スパンかもしれないですけども、分からないところもありますけども、そういう影響というのはあるんで、それをどう守っていくかというところでは、自家採取でも何でもいいから頑張っておいてねということも含めて、片方では、それは守っていく必要があるんじゃないかというのがあると思います。

○掛田委員 ありがとうございます。

○保実委員長 ほかに。ほかにある方。よろしいですか。

○杉原副委員長 種の開発者の権利というのは、利益のこともある程度やっぱり考えていってあげると、新しい品種の開発意欲であったり、例えば三次で農家さんが何か品種改良して創っちゃったとか、広島県で何か創ったというときに、それをまさにブランド戦略として、広島県も海外輸出な

んかもどんどんやっついこうと言っとるような中で、逆に守られることにもなり得るんじゃないかと思うんですけど、そういった視点ではどうなんですかね。逆に、守っていて、広島県が何か果物とかを、かんきつとかを改良、レモンを改良していったとかして、さらによりよいものを県として守っていききたいみたいな側面ではどうなんですか。

○津村参考人 最後に知的財産権の話を見せてもらったのは、そういう意味で、育成者権というのは、これから徐々に守らなきゃいけないということがより求められていくというのは、時代の流れとしてあると私は思っています。それが、経過措置も含めて、どれぐらいでそういうふうになっていくのかというところが法律的にどうなのかというところを、いきなりかしゃっとやるのかどうかについてはあるので、唯一法律のいい部分というのは、育成者権をちゃんとみんなに周知して、そういうのを守っていかなくちゃいけないですよということが議論になったということだと思っています。それは、この法律が出たことのいい部分というか、利益だとは思っているんですけども、ただ、現状でいったら、そういったいろんな対応できないところの地域の実態とかを含めてありますから、そこを含めて、どうバランスを取りながらそのことを守っていくのかといったときに、私はまだ指定品種を増やすというやり方でもいいんじゃないかと、法律的に輸出を規制するだけの力はまずないように見えるので、だから、指定品種を増やししながら、一定そういう育成者権ということが認知をされていく段階で全面切替えは、ずっとだめだと申すんじゃないくて、それは、将来的にはあるかもしれない。今はまだそういう状況ではないので、皆さんもよく分からないし、そういう状況の中で、いきなりがっとう変わりましたと言われても戸惑うだけで、育成者権という言葉が認知をされてないので、品種登録をしているだけでも。ただ、そこを徐々に守っていきましょうというところはありますから、いい品種やいいものはちゃんと指定をして守りながら、徐々にこういうことをちゃんと皆さんに知ってくださいということを周知しながらやっていけばいいのかなというのが思いとしてあります。

○杉原副委員長 ありがとうございます。

○竹原委員 今さっきあったように、日本の農業そのものを守るということ、要するに種子、グローバルな大手の企業が全部独占をしてしまったら、日本では作っていけないようにはなるわけで、その辺りのところがやっぱり、今回の様子ではカバーできてないというのが心配ですし、やはり日本の農家をちゃんと守っていくということが第一義的な法律でないといけんじゃないかなとも思うんですよね。その趣旨にはなってない、今回の法律がなってないというのが心配で、今回のコロナショックで特に外国から食料が来ないということになれば、どこまで日本の農業を守って、地裁にもあったように、掛田さんからもあったように地裁農家というものを、同じく風土というのでできなくなる、意欲すらなくなるということになるんで、農業としても新基本計画ができて、それともまるで相反しとるんじゃないかなというふうに、この法律が、だから、今回見送られるという、今国会での種苗法の改正は見送られたということになったんじゃないけど、その危険性をもう少し我々も勉強したり、農家はもちろん、消費者の問題としてちゃんと、食べられるものを、安全なものを、安心できるものをやっぱりその地域で作っていく農政じゃないかと思っています。

○保実委員長 どうぞ。

○杉原副委員長 海外の商社の種とかは全然関係ない話でしょう、この種苗法において、この改正において。国内の種の話だけですよね。海外の。

○津村参考人 海外の種は、ユポフにのっかっているやつは国際法のほうで来ますから、それは同じように、栽培していて、登録品種を自家採取してやったときには、チェックをされたときにそれが出れば損害請求とか、そういうのが起こってくるというのは一緒です。だから、日本に登録されているのは、ユポフにのっかって登録されていたら、影響を受けます。

○杉原副委員長 種苗法の改正とは全然関係ない話ですよ。

○津村参考人 国内においては、海外の種はもう国際法で来る流れで、それはそれという形になります。

○竹原委員 今回の法律では、そこはカバーできてないし、よその国で日本のものを作って、向こうでも、うちのもんだよと言ったら、もう日本では作れなくなるというような。

○津村参考人 いや、多分、例えば多いのは牧草とか、ああいう種はもう海外のがすごく輸入されていて、そういう多種性であるとか、地域にとってというのも、国内種苗屋さんが増殖をしながら販売権を持って販売しているというのが結構ありまして、そういうのは、それを通じてやっているので、農家が自家採取してとかいうのをやれば、そこは国際法に基づいてチェックを受けるというだけで、育成者権とか、そういう問題はあまり影響は、本当に国際法に守られているというのがあって、そこは考えてないんじゃないかと、もう入っているということですね。

○竹原委員 いや、わし、心配しよるのは、今、日本の種がよそへ行って、よそが自分のところで登録してしまえば、ただ、その国のものじゃから、日本では作れなくなる。

○津村参考人 その逆はあります。だから、日本に登録をして、4年以内に海外で登録しないと自由に作っちゃうので、海外で登録しようと思ったときには、一応登録品種ですよというところはあると思うけども、形を変えて登録されてしまうと、それをそのまま向こうで流通してしまうので、その可能性はあります。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で参考人意見の聴取を終わりたいと思います。

津村さん、長い時間、本当にありがとうございました。

では、ここで休憩に入って、再開を11時30分にしたいと思います。よろしくお願いします。

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

○保実委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、採決に移りたいと思いますが、請願第1号、種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の提出について、採決を行います。

それでは、討論お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は全員一致をもって採択とすることに決まりました。

それでは、請願事件及び昨日審査しました3件につきまして、委員長報告に記載したほうがよいという意見、要望がありましたら、各委員からお願いをしたいと思います。ないですか。

○竹原委員 やっぱり工事を早う工期を終えて、農業の人が安心できるようにせにゃいけんのじゃないかなと改めて思いました。じゃけえ、基本的には、入札不調は事業者がおらんということじゃけえ、やっぱり地元業者の育成ということをしっかりせんと、こういう目に遭うよということは何ぼかは言っとかにゃいけんのじゃないかなと思います。それ、全部、結局福山やら広島やら、大手へ持っていかれてしもうた、持っていくわけで、なるべく業者の育成というのをぜひとも進めてもらいたいなど。

○保実委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、本委員会の報告書の作成につきましては正副委員長に御一任いただきましたと思いますが、これに御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認めさせていただき、後日、タブレットのほうへ入れさせていただきますので、また皆さんで御確認、よろしくお願いをします。

以上で今定例会の議案、また、その他の協議につきましては、予定したものが全て終了いたしました。委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

午前11時43分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月19日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治